



令和7年10月8日
住宅都市みどり局都市計画部地域交通課

福岡市政担当記者各位

公共交通不便地等における生活交通確保の取組み ～市や地域と共働で取り組む交通事業者を募集～

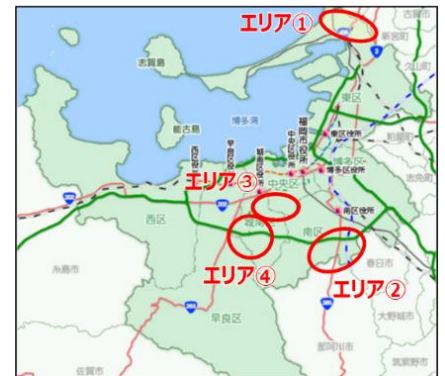
高齢化の進展などに伴い、買い物や通院など日常生活に欠かすことのできない生活交通の確保が課題となっています。

福岡市では、公共交通不便地等における支援制度を強化し、地域の実情に応じた持続可能な生活交通確保に向けた取組みを進めておりますが、今回、下記区域で、市や地域と共働してオンデマンド交通による生活交通の確保に取り組む交通事業者を募集します。

つきましては、事前周知にご協力いただきますようお願いいたします。

■ 公募対象区域

- エリア① 東区（美和台・和白東・三苫・和白校区）
- エリア② 南区（鶴田・老司・弥永西・弥永・日佐・野多目校区）
- エリア③ 中央区・城南区（小笹・笹丘・長尾・田島校区）
- エリア④ 城南区（片江・金山・七隈・南片江校区）



▲位置図

■ スケジュール（予定）

- ・ 令和7年10月 8日（水） 公募開始（公募要綱等の公表）
- ・ // 10月15日（水） 公募説明会
- ・ // 11月11日（火） 企画提案書の提出締切
- ・ // 11月下旬ごろ 最優秀提案者の決定

※令和8年度より、順次、運行開始予定

※公募要綱等の公募資料は、下記福岡市ホームページに公表しています

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/chiikikotsu/business/chiikikotsu_machi_fubenckobo.html



【問い合わせ先】

住宅都市みどり局都市計画部地域交通課 担当：中村
T E L : 092-707-1037（内線 2851） F A X : 092-733-5590

【参考】業務内容・資格要件・公募条件

○業務内容

オンデマンド交通に係る、「運行業務」、「システム設定・運用業務」、「乗車受付・調整業務」 など

○主な資格要件

道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者又は事業者グループであること

○運行内容

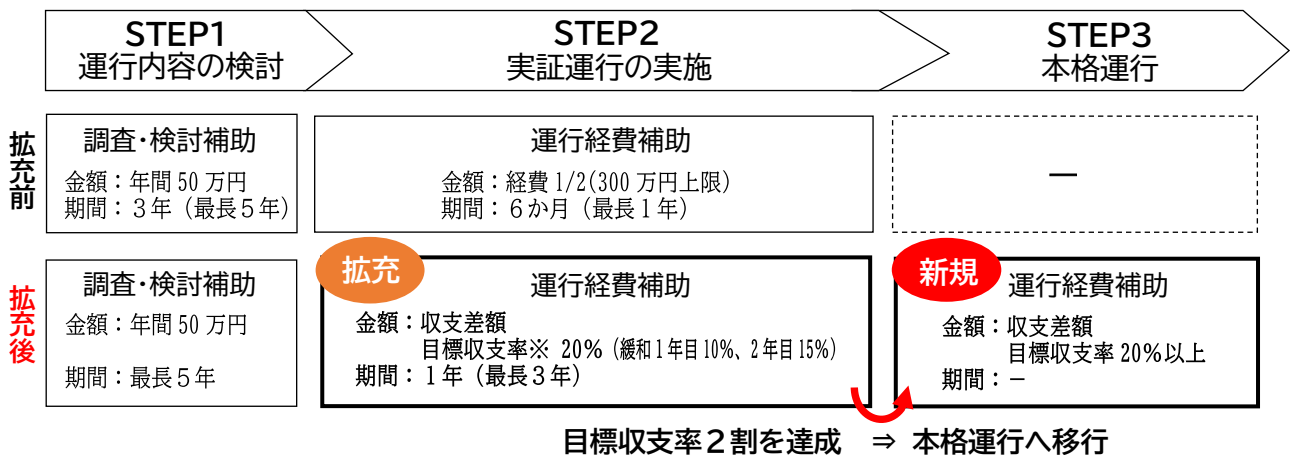
事業区域	校区	運行曜日・時間
エリア① 東区	美和台・和白東・三苫・和白	平日・土曜日 8～18時 ※日・祝・年末年始除く
エリア② 南区	鶴田・老司・弥永西・弥永・日佐・野多目	
エリア③ 中央区・城南区	小笹・笹丘・長尾・田島	
エリア④ 城南区	片江・金山・七隈・南片江	

【参考】公共交通不便地等への新たな支援制度について

持続可能な生活交通の確保のため、地域での運行内容の検討や交通事業者が実施する実証運行など、取組みに応じて段階的に支援を行います。

〈支援内容〉

地域の取組みに対する検討経費を引き続き支援するとともに、交通事業者が実施する
実証運行への補助・期間を拡充し、本格運行への補助メニューを新設



※目標収支率：社会実験の実績等を踏まえ、目標収支率（収支率＝収入÷運行経費（初期経費等除く））を設定。目標収支率に至らなかった場合には運行見直しを行うなど、収支率の改善状況を踏まえたうえで、運行の継続有無を判断。